

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領の改正について

紙台帳等が19枚以上紐付く案件については、効率的な処理を行うため、これまで、実施要領上において、「紐付いている紙台帳等の内容を分析し、作業方針を検討する」こととされていたところ。

今般、国年記録が19枚以上紐付く案件の処理について、効率化に資するツールの開発、市町村ごとのマニュアルの作成など効率的な処理方法を開発により効率的な処理の目途がついたことから、別紙のとおり実施要領を改正し、来年度より国年記録が19枚以上紐付く案件について本格的な処理を開始したい。

国年記録が19枚以上紐付く案件の効率的な処理について

【18枚以下案件の手順】

紙台帳検索システムで全件照射、全件印字

< 18枚以下案件を19枚以上案件に適用した場合の課題 >

紙台帳の印字に時間がかかる

最大で200枚にも及ぶ紙台帳を、個別に紙台帳検索システムを利用して印字をするだけで多大な時間を要する。

「審査に不要な紙」が紐付いている

領収済通知書、社会保険オンラインシステムの照写画面等審査に不要な紙が紐付いており、これらは印字不要。

「同じ記録が記載された紙台帳」が紐付いている

月ごと、四半期ごと、年度ごと等、同一の記録を複数有する紙台帳が多数存在。これらは、特定の時期の紙台帳を選別することで効率化が可能。

市町村ごとに「様式」が異なる

市町村により多種多様の様式があり、審査方法も多岐にわたり、市町村ごとにまとめて実施することで効率化が可能。

効率化策

- 1 「国年画像表示ツール」の開発
 - ・一括して印字が可能
 - ・印字の高速化

受付時間の短縮

約105分→約12分(サンプル調査結果)

- 2 市町村ごとの作成様式等の特徴を捉えた「マニュアルの作成」
 - ・審査に必要な紙台帳選別の高速化
 - ・審査ポイントの明確化

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領改正案（新旧）

旧	新
<p>第2 突合せ業務の概要 <u>(2) 当分の間、紐付いている紙台帳等の枚数が18枚以下の者について、突合せを実施することとし、19枚以上の紙台帳等が紐付いている者の取扱いについては、紐付いている紙台帳等の内容を分析し、作業方針を検討する。</u></p> <p>第5 突合せ事業の適正な実施のための措置 4 国民年金被保険者名簿（市町村名簿）の取扱い</p>	<p>第2 突合せ業務の概要 <u>(2) 削除</u></p> <p>第5 突合せ事業の適正な実施のための措置 <u>(2) 国民年金被保険者名簿（市町村名簿）が19枚以上紐付いている者の取扱いに当たっては、効率的に紙台帳等を照写、印字できる画像表示ツールの開発・活用、市区町村ごとの紙台帳等の特徴を踏まえたマニュアルの作成・運用等により、効率的に突合せを実施する。</u></p>

国年19枚以上案件サンプル調査の結果について

効率化前(参考)	効率化後(受付時間)
α市 (2件、平均紐付枚数141枚) 受付 <u>約105分</u>	x市 ・ 機械印字紙台帳の作成年月日を見て並び替えを実施する市町村 (189件、平均紐付枚数64枚) 受付 <u>約14分</u>
	y市 ・ 機械印字の作成年月日が不明であり、納付記録を見て並び替えを実施する市町村(300件、平均紐付枚数210枚) 受付 <u>約13分</u>
	z市 ・ 審査対象紙台帳の選別が容易な市町村(200件、平均紐付枚数153枚) 受付 <u>約10分</u>